



2026年7月3日

各位

会社名 株式会社トランスジェニックグループ
代表者名 代表取締役社長 福永 健司
(コード番号 2342 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 船橋 泰
<https://transgenic-group.co.jp/contact/>

取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月31日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 38,000株
(3) 処分価額	1株につき 212 円
(4) 処分価額の総額	8,056,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 6名 30,000株 当社の従業員 4名 8,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法第4条第1項第1号及び金融商品取引法施行令第2条の12第1号に従い、有価証券通知書を提出していません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年4月27日付け「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおりに、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）及び従業員に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の対象取締役及び従業員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。また、2022年6月23日開催の第24期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額40,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とすること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。そして、当社は、経営体制の強化による対象取締役の増加及び近年の当社の状況等を総合的に勘案し、2024年6月20日開催の第26期定時株主総会において、上記譲渡制限付株式報

酬の上限を改定し、本制度に基づき対象取締役を支給される金銭報酬債権を年額60,000千円以内、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数を年10万株以内とすることにつき、ご承認いただきました。

その上で、今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役6名及び従業員4名（以下、併せて「対象者」といいます。）に付与される当社に対する金銭報酬債権（従業員については当社に対する金銭債権。以下同じ。）の合計8,056,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金212円）、当社の普通株式合計38,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象者は、2026年7月31日（払込期日）から当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

（i）対象者のうち当社の取締役については、2026年7月31日（払込期日）から2027年7月1日が到来した時点までの間（以下「本役務提供等期間①」といい、このうち、払込期日から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間を役務提供期間とします。）、（ii）対象者のうち当社の従業員については、2026年4月1日から2027年7月1日が到来した時点までの間（以下「本役務提供等期間②」といい、このうち、2026年4月1日から2027年3月末日までの間を役務提供期間とします。また、以下本役務提供等期間①及び本役務提供等期間②を総称して「本役務提供等期間」といいます。）、継続して当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供等期間において、死亡、任期満了、定年退職その他当社の取締役会が正当と認める理由により上記地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年6月（なお、対象者が従業員の場合は、2026年4月）から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年6月（なお、対象者が従業員の場合は、2026年4月）から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月2日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である212円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上